

## ボイラー設備設置事業に係る環境影響評価準備書に対する知事意見

### 1 総括的事項について

- (1) 建設廃材を材料とした木屑及び石炭を燃料としていることから、燃料に含まれる重金属等の含有量の把握や燃料受入時の異物混入のチェックなどの燃料の品質管理及び施設の運転管理等を適切に行い、排出ガス等による環境への影響をできる限り低減するよう努めること。
- (2) 施設計画や工事計画等の事業計画の検討に当たり環境への影響の回避・低減に配慮した内容について、できる限り詳細かつ分かりやすく環境影響評価書に記載すること。
- (3) 本事業は、既設工場における設備の更新を行うものであることから、予測及び評価にあたっては、更新前後の大気質等の排出諸元の変化について、できる限り詳細に示すこと。
- (4) 予測において使用した設定条件については、その妥当性を明らかにすること。
- (5) 環境保全措置については、その効果をできる限り具体的に環境影響評価書に記載すること。  
また、環境保全措置の実施に当たっては、最新の技術、工法等を積極的に採用する等して、環境負荷の低減に努めること。
- (6) 工事中又は供用開始後に、現段階では予測し得ない環境への影響が生じた場合は、適切な対策を実施すること。
- (7) 今後、事業内容を変更する必要性が生じ、当該変更により環境へ影響を与えるおそれがある場合は、環境への影響を予測及び評価した上で、必要な措置を講じること。

### 2 大気環境について

- (1) 対象事業実施区域周辺地域においては、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質等に係る環境基準を達成していない状況にあることから、既存施設も含めた工場全体のばい煙総排出量をできる限り低減するよう努めること。

- (2) 大気質の予測において、上層気象の観測結果をどのように考慮したのか、分かりやすく示すこと。また、上層気象の調査時期の設定についての妥当性を示すとともに、必要に応じて追加調査の実施を検討すること。

### 3 水環境について

- (1) 排水の放流先である蛭田川においては、生物化学的酸素要求量（BOD）に係る環境基準を達成していない状況にあることから、既存施設も含めた工場全体の排水の汚濁負荷量のできる限り低減するよう努めること。

- (2) 生物化学的酸素要求量（BOD）に係る水質の予測に当たっては、75%値を用いること。

### 4 廃棄物等について

廃棄物等については、排水処理に伴い発生する汚泥についても考慮して予測及び評価を行うこと。

### 5 その他

- (1) 上記1から4の措置を講じるに当たっては、必要に応じ、関係機関と協議すること。

- (2) 環境影響評価書の記載に当たっては、上記1から4の内容を十分に踏まえたものとする。